



(第3号様式 裏面)

**注意事項**

- 1 この受領証は、徳島市パートナーシップの宣誓等の取扱いに関する要綱の趣旨に従って使用すること。
- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合には、市長に届け出ること。
  - (1)当事者双方の意思によりパートナーシップが解消された場合。
  - (2)当事者の一方が死亡した場合。
  - (3)当事者の一方が本市外に転出した場合（一時的な場合を除く。）。
  - (4)要綱第3条第3号に該当しなくなった場合。
- 3 上記2（1）から（4）のいずれかに該当した場合には、この受領証および受領証カードを市長に返還すること。

**通称名を使用した宣誓について**

以下に戸籍上の名前（外国人等の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称名： \_\_\_\_\_（戸籍上の名前）

通称名： \_\_\_\_\_（戸籍上の名前）

**特記事項**

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---